

社会福祉法人 育世会

評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人育世会の定款第8条の規程に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要事項を定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう評議員とは、定款第二章に定めるものである。

2 報酬は、法人と委任関係にある評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

(評議員会の出席報酬等)

第3条 評議員が評議員会に出席したときは、別表4により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 交通費は、その実費とする。

(評議員の勤務報酬等)

第4条 評議員が評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表5により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費は、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表6により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する評議員は、この規程を適用しない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表4 (日額)

名 称	報 酬 額	実費弁償費
評議員会出席報酬	10,000円	交通費実費

別表5 (日額)

名 称	報 酬 額	実費弁償費
評議員業務報酬等	10,000円	交通費実費

別表6 (日額)

報酬額	旅費	宿泊費	その他
10,000円	実費	実費	実費